



## 10月から下水道使用料を改定します

# どういうしくみなの？

# 下水道事業の財布

市では、10月1日から下水道の使用料を改定します。広報たかやまでは、今なぜ使用料の改定が必要なのか、下水道の財政のしくみなどと併せて、9月1日号に引き続き下水道事業のあらましについて紹介します。

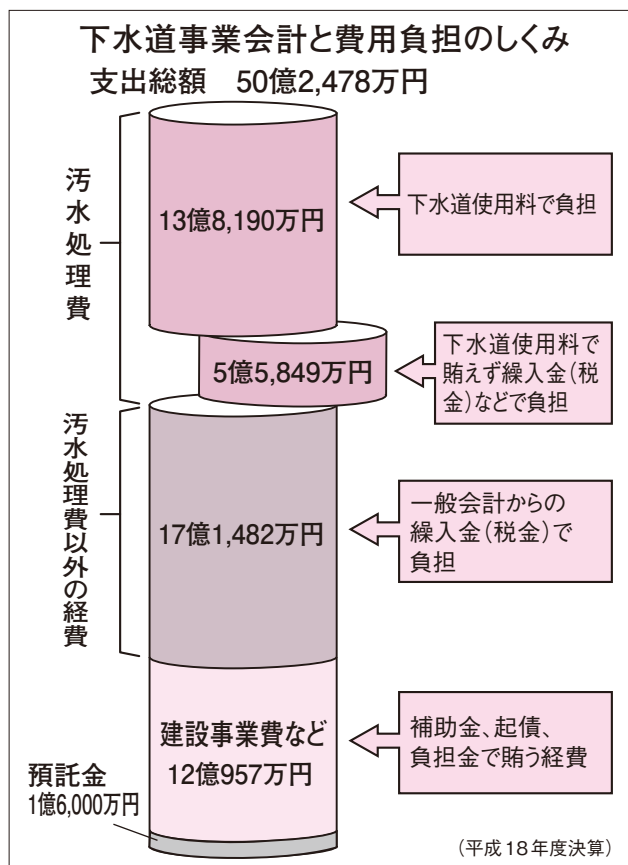
## 下水道事業は特別会計で運営

高山市の会計には、税金や国・県からの交付金・補助金、市債などを財源として、全般的な行政の経費を扱う「一般会計」と、特定の事業を進めるため、使用料などの収入を充てて独立した経理を行う「特別会計」「企業会計」があります。

高山市の下水道事業は、「下水道事業特別会計」と「農業集落排水事業特別会計」の2つの特別会計で経理を行っています。

## 汚水は使用料で負担 それ以外は一般会計で負担

下水道事業の経費は、家庭などの汚水をきれいな水に処理するための汚水処理費と、自治体が、社会



資本として施設を整備・維持したり環境保全施策を行うための経費があります。

汚水処理費は、受益者負担の考えから使用者が負担することが原

則で、下水道使用料で賄われています。

一方、後者は、自治体が行うべき業務であることや、その費用の

財源を一般会計で収入することから、

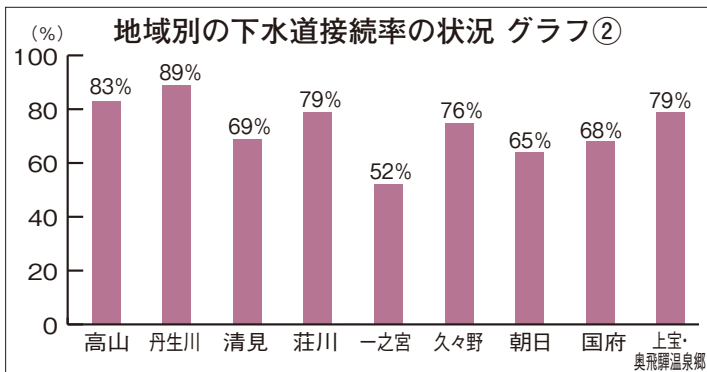
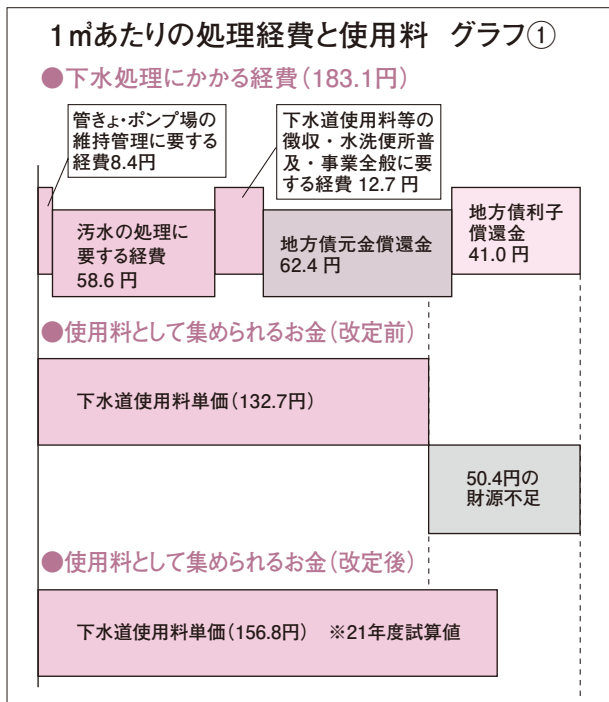
一般会計からの繰入金で対応すべき

## 赤字経営の汚水処理事業

費用として、税金で賄われています。つまり、下水道事業には、使用料で賄う汚水処理費だけでなく、雨水排水や環境保全施設に関する経費、交付税として補てんされている起債(借入れ)の返済費用など、使用料以外で賄う経費があります。

高山市の下水道事業は、「下水道事業5カ年計画」に基づいて順次整備を進めています。普及率も93・53% (平成19年度末・浄化槽分は含めない)となり、施設整備は、ほぼ最終段階を迎えています。

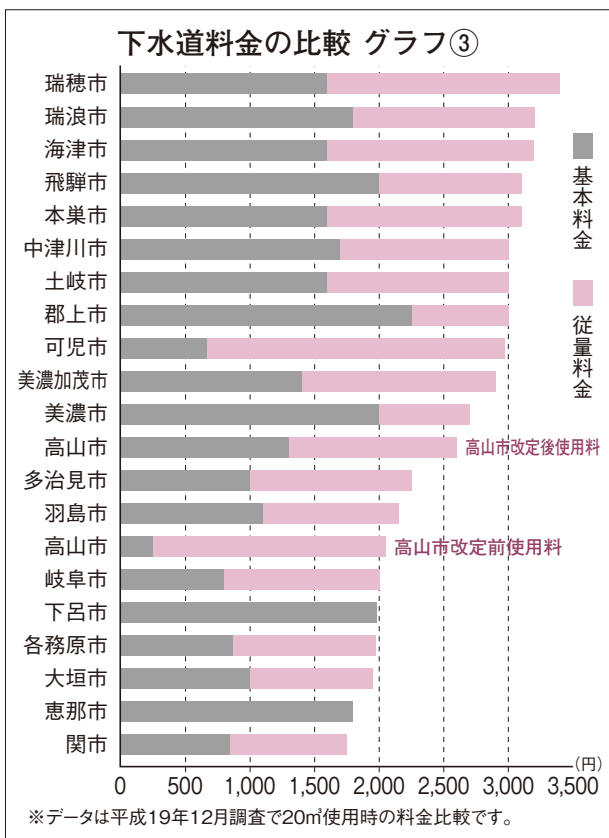
しかし、独立採算の経営を原則としている下水道事業会計は、維持管理費や施設建設の借入金返済



※数字は平成20年8月末の状況であり、整備した地域の戸数に対する接続した戸数の割合です。  
 ※合併処理浄化槽は数値に含めていません。  
 ※高根地域は、浄化槽で整備する計画です。  
 ※地域により整備時期が異なりますので、地域ごとの比較はできません。

## 安いの?高いの? 高山市の下水道使用料

10月から改定する下水道使用料について、県下自治体と比較したのが下のグラフです。なお、データは平成19年12月末調査のものです。



の増加などにより、大変厳しい状況です。

平成18年度決算では、本来下水道使用料で賄うべき汚水処理費が183.1円/㎡であるのに対し、それを賄う下水道使用料の収入は132.7円しかなく、50.4円が不足しています(グラフ①参照)。

この不足分は、一般会計からの繰入金で賄っており、その額も年々増えています。

せっかく下水道を整備しても、使用する方が少なければ、1人あたりの負担は大きいものとなり、とても非効率になります(グラフ②参照)。市では今後も戸別訪問な

ど普及活動を積極的に進めていきます。

### 使用料改定は次の世代のために

下水道事業は、2~4年の整備目標や収支見通しを定めた総合的な財政計画を策定して事業を進めています。下水道使用料も、その計画に基づき見直しすることが適当とされていますが、高山市では、平成7年10月の改定以来、経費削減と水洗化普及に努めながら料金改定を据え置いてきました。

しかし、多額の財源を一般会計からの繰入金に頼っている現在の

下水道事業会計の状況を、このまま継続していくことには限界があり、そのため止むなく10月から使用料改定を行うものです。

今回の改定により、使用料収入は平成21年度試算で156.8円/㎡まで上がる予定です。しかし、まだ汚水処理費には不足している状況は続きます。高山市の発展を持続可能なものとしていくために、今後も財政分析や経費削減に努めていきます。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ先  
下水道課  
35-3150  
各支所 基盤産業課